

第一二部

第一回 参議院治安及び地方制度委員会會議録第二十二号

(六二〇)

付託事件

- 経済緊急対策中、料理飲食店の措置に関する陳情(第二十九号)
- 料理飲食店の措置に関する陳情(第三十五号)
- 料理飲食店の休業に伴う弊害営業に對する措置に関する陳情(第三十七号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百三十号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百三十七号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百五十四号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百五十七号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百六十五号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百八十七号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百八十六号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百八十九号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第一百九十四号)
- 特別市制実現に関する陳情(第一百九十六号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第二百十七号)
- 特別市制実現に関する陳情(第二百二十五号)

- 特別市制施行反対に関する陳情(第二百二十九号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第二百三十号)
- 特別市制実現に関する陳情(第二百四十号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第二百四十六号)
- 特別市制実現に関する陳情(第二百五十号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第二百五十三号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第二百五十七号)
- 特別市制実現に関する陳情(第二百五十八号)
- 特別市制実現に関する陳情(第二百五十九号)
- 特別市制実現に関する陳情(第二百七十二号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第二百七十七号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第二百七十八号)
- 特別市制実現に関する陳情(第二百七十九号)
- 特別市制施行反対その他に関する陳情(第二百八十一号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第二百八十六号)
- 特別市制実現に関する陳情(第二百九十三号)
- 特別市制実現に関する陳情(第二百九十七号)

- 特別市制実現に関する陳情(第三百十六号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第三百四十一号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第三百六十六号)
- 特別市制実現に関する陳情(第三百七十三号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第三百七十四号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第三百九十六号)
- 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第四百一十一号)
- 料理飲食店営業の即時開業等に関する陳情(第四百六十四号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第四百七十三号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第四百七十四号)
- 特別市制施行反対に関する陳情(第五百十四号)
- 特別市制実現に関する陳情(第五百十五号)
- 料理飲食店営業の即時開業に関する請願(第四百三十五号)
- 警察法案(内閣送付)
- 消防組織法案(内閣送付)
- 警察事務を市町村に移管することに関する陳情(第六百十八号)
- 戦災都市復興対策に関する陳情(第六百十九号)
- 地方税法の一部を改正する法律案(内閣送付)

昭和二十二年十二月六日(土曜日)午前十一時零分開会

本日の會議に付した事件

○地方自治法の一部を改正する法律案

○委員長(吉川末次郎君) それではこれより開会いたします。速記を止め

午前十一時一分速記中止

午後二時十五分速記開始

○委員長(吉川末次郎君) 速記を始め、これより直ちに地方自治法の一部を改正する法律案に關しまして衆議院の修正案をも包括いたしました、討論に入りたく存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○岡元義人君 実は委員長にお願いして質問を留保してあつたのであるのですが、この点となたかお申出になりますか。実は今二百二十六條の三項はこれは当然附則に持つて行くべきじやないかという事なのであります。二百五十條の地方起債の問題であります、この二百五十條の当分の間という問題、これももう少し何らか逼迫した実情に鑑みまして、こういうような処置をとらずに何か方法がないか。若しどうしてもこの條文で行くならば、二百二十六條の三項は條文とせず附則として行く。そういうことを当初において質問を留保してあつたのですが、この点いかがになりましたか。

○岡本愛助君 ちよつと速記を止めて頂きます。

○委員長(吉川末次郎君) 速記を止め

午後二時十八分速記中止

午後二時四十五分速記開始

○委員長(吉川末次郎君) 速記を始め、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにして御発言を願いたいと存じます。

○鈴木直人君 私はこの修正案には賛成であります。ただ一つこれに附随いたしまして政府にお願いしたいことがあるのであります。それは第五十六條の改正によりまして、今後は「國の地方行政機関は、國會の承認を経なければ、これを設けてはならない」と云々ということになつたのであります。そしてその例外として適用をしないというものが列挙されておりました。司法行政及び懲戒機関、経済機関、鉄道現業官廳」云々というようにことが列挙されておるわけでありまして、今後新らしく國の地方行政機関ができません場合には、この條項によつて運営されるわけでありまして、すでにできておるところの地方行政機関について、この第三項に規定をいたしておる適用しないというものは別として、当然概念的には適用を受けなければならぬ地方行政機関が相當あるのであります。これは法律施行以前にできておるからして、法律は適用されないのであるからするが、その趣旨から申しますと、

して、新憲法の精神に基いて地方自治の本旨を徹底される法律案であります

り地方起債が無條件で許可になるとい
うことが一番大きな期待であつたので

の署名を附することになつておりますので、どうぞ皆様の御署名をお願いいたします。

律案

十八條第一項の規定による年齢及び住所の期間は、選挙の期日よりこ

れを算定しなければならない。
同條第四項を削り、同條第六項を
次のように改める。

補充選挙人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の方法及び期間等は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会がこれを定め、予め告示しなければならない。

前條第三項の規定により都道府縣の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合においては、前項の期日及び期間等は、同項の規定にかかわらず、都道府縣の選挙管理委員会がこれを定め、予め告示しなければならない。

第二十七條第三項中「前項の申立を受けたときは、その日から二十日以内にこれを決定しなければならぬ。」を「前項の申立を受けた場合に於いて、」に改め、同條第四項及び第五項を次のように改める。

確定判決により補充選挙人名簿を修正しなければならないときは、委員会において、直ちにこれを修正しその旨を告示しなければならない。委員会は、毎年十二月二十日の現在により補充選挙人名簿を整理して作製し直さなければならない。

第三十條第一項中「選挙の期日前三日まで」を「都道府縣及び市議會の議員又は長の選挙にあつては選挙の期日前三日まで、町村の議員又は長の選挙にあつては選挙の期日前三日まで」を改め、同條第三項の次の次の三項を加える。

同一の政党その他の團體に屬する候補者の届出に係る者は、三人以上投票立会人となることとなつてはならない。

第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の團體に属する候補者の届出に係るものが三人以下であるときは、第二項及び第三項の規定は適用しない。

上あるときは、第二項及び第三項の規定にかかわらず、届出により直ちに投票立会人となる場合にあつてはその者の中で投票管理者がくじで定めた者二人、互選により投票立会人を定める場合にあつては得票最多数

の者二人（二人を定めるに當り得票数が同じであるときは、投票管理者がくじで定めた者）以外の者は、投票立会人となることができない。

第二項、第三項又は前項の規定により投票立会人が定まつた後同一の

政黨その他の團體に属する候補者の
届出に係る投票立会人が三人以上と
なつたときは、投票管理者がくじで
定めた者二人以外の者は、その職を
失ふ。

同條第四項中「互選」の下に「又は

第五項の規定によるくじ」を加え、同條第五項中「互選」の下に「又は第五項若しくは第六項の規定によるくじ」を加え、同條第七項に左の但書を加える。

但し、第二項の規定による投票立会人を、届け出た候補者の属し又は投票管理者の選任した投票立会人の属

する政党その他の團體と同一の政常
その他の團體に屬する者を当該候補
者の届出に係る投票立会人又は投票
管理者の選任に係る投票立会人と通
じて三人以上選任することができな
い。

第三十二條第三項中「できない者

の投票については」を「できない選挙人は」に、「政令で特別の規定を設けることができる」を「投票管理者に申請し、投票管理者が投票立会

人の意見を聴いて選任する者をして候補者一人の氏名を記載させ、投票箱に入れさせることができる。この場合において、必要な事項は、改選で

これを定める。に改める。

第三十四條中「その従事する職務若しくは業務又は疾病その他政令の定める」を「左に掲げる」に改め、同條に次の三号を加える。

選挙人がその属する投票区のある郡市の区域外（選挙に係るある職務に従事する者にあつてはその属する投票区の区域外）において職務又は業務に従事中であるべきこと。

二 前号に掲げるものを除く外
選挙人がやむを得ない用務又は
事故のためその属する投票区に
在る郡市の区域外に旅行中又は
滞在中であるべきこと。

三 前号に掲げるものを除く外、

選擧人が疾病、負傷、妊娠若しくは不具のため又は滞碍に在るため歩行が著しく困難であるべきこと。

第五十條第四項を削る。

第五十一條中「第二項及び第三項」を削る。

第五十三條第三項中「選挙の期日前三日まで」を「都道府縣及び市の選挙の議員又は長の選挙にあつては議会の議員又は長の選挙にあつては選挙の期日前三日まで、町村の議会の議員又は長の選挙にあつては選挙の期日前二日まで」に改め、同項の次に次の五項を加へる。

普通地方公共団体の長の選挙に
いて前三項の規定により届出のあつた候補者が二人以上ある場合にお
て、選挙の期日の前日までに候補

が死亡し又は候補者たることを辞したため候補者が一人となつたときは、その選挙の期日は、第二十四條第四項又は第五項の規定により告示

第四項又は第五項の規定により告示した期日後五日に当る日にこれを延期するものとする。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

道府縣の選挙と市町村長の選挙を同時に
第二十五條第三項の規定により、市町村
長の場合において市町村長の選挙について
前項に規定する事由が牛
たときは、市町村の選挙管理委員
会は、直ちにその旨を都道府県の選
挙管理委員会に報告し、その旨を

都道府縣知事の選挙と市町村長の選挙を同時に行う場合において、都道府縣知事選挙について第四項に規定する事由が生じ、且つ、市町村長選挙の選挙権に制限がある場合には、選挙管理委員会に報告しなければならない。

長の選挙についてもまた前項の規定による報告により第四項に規定する事由が生じたことを知つたときは、都道府県の選挙管理委員会、選挙の期日を延期し、その報告のあつた日（二以上の報告があつたときは最後の報告のあつた日）から七日以内

に選挙を同時に行わなければならない。この場合においては、その期日は、少くとも五日前にこれを告げなければならない。

第二十五条第一項又は第三項の規定により普通地方公共団体の選挙

同時に行う場合において、普通地方

公共団体の長の選挙について第四項に規定する事由が生じた場合に關する必要な事項は、前項の規定に該當する

る場合を除く外、政令でこれを定める。

第四項及び第六項の場合においては、これらの規定による告示があつ

た日から都道府縣知事又は市長の選挙にあつては選挙の期日前三日まで、町村長の選挙にあつては選挙の期日前二日まで、第一項又は第二項の例により、候補者の届出又は推薦届出をすることができらる。

同條第六項中「第三項」の下に「第八項」を加える。

第五十六條第二項乃至第四項中「第六項」を「第十一項」に改める。

第五十八條第一項を次のように改める。

普通地方公共団体の議会の議員の選挙において第五十三條第一項乃至第三項の規定による届出があつた候補者がその選挙における議員の定数を超えないとき、普通地方公共団体の長の選挙において同條第一項乃至

の長の選挙において同條第一項乃至第三項又は第八項の規定による届があつた候補者が一人であるときは、投票は、これを行わない。第五十九条 当選人が定まつたときは、選挙長は、直ちに当選人の姓、所氏名及び得票数、その選挙における各候補者の得票数その他

選挙の次第を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならぬ。

前項の報告があつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会には、直ちに当該選挙の旨を告知し、且つ、当該選挙の

の住所氏名を告示しなければなら
ない。市町村の選挙にあつては
併せて都道府県の選挙管理委員

第二部 治安及び地方制度委員会會議錄第二十二号 昭和二十二年十二月六日

にもこれを報告しなければならない。

当選人がないとき、又は普通地方公共団体の議会の議員の選挙において当選人がその選挙における議員の定数に達しないときは、選挙長は、直ちにその旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。

前項の報告があつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。市町村の選挙にあつては、併せて都道府県の選挙管理委員会にもこれを報告しなければならない。

第六十一條第三項第一号中「内務大臣」を「地方自治委員会」に改める。

第六十三條第二項中「第六項」を「第十一項」に改める。

第六十五條第一項中「第二項」を「第四項」に改め、「第三項」の下に「又は第八項」を加え、同條第二項中「第二項」を「第四項」に改め、同條第四項の次に次の五項を加える。

第一項の選挙において第三項の規定による告示した期日から選挙の期日の前日までに候補者が死亡し又は候補者たることを辞したため候補者が一人となつたときは、その選挙の期日は、第一項の規定にかかわらず、第三項の規定により告示した期日後、五日に当る日にこれを延期するものとする。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちその旨を告示しなければならない。

ばならない。

第二十五條第三項の規定により都道府県知事の選挙と市町村長の選挙を同時に行う場合において、市町村長の選挙について前項に規定する事由が生じたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない。

都道府県知事の選挙について第五項に規定する事由が生じ、且つ、市町村長の選挙について第五項に規定する事由が生じたことを知つたときは、都道府県の選挙管理委員会は、選挙の期日を延期し、その報告があつた日（二以上の報告があつたときは最後の報告のあつた日）から七日以内に選挙を同時に行わせなければならない。この場合においては、その期日は、少くとも五日前にこれを告示しなければならない。

第二十五條第三項の規定により、都道府県知事の選挙と市町村長の選挙を同時に行う場合において、そのいずれかの選挙について第五項に規定する事由が生じた場合に必要事項は、政令でこれを定める。

第五項及び第七項の場合又は第一項の選挙において第三項の規定による告示のあつた日前候補者が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつた場合においては、その一人の候補者及び第一項又は第四項の規定により候補者とならなかつた者で有効投票の最多数を得たもの一人を

以て候補者とする。得票数が同数であるため得票数によつては候補者を定めることができないときは、選挙管理委員会がくじでこれを定める。

同條第七項前段を次のように改める。

第一項の選挙について、第五項に規定する事由が生じた場合又は第三項の規定による告示のあつた日前候補者が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつた場合において、第九項の規定によりあらたに候補者となる者がいないとき、又は同項の規定による候補者の一人が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつたときは、投票は、これを行わない。

同條第八項中「第七項」を「第十項」に改める。

第六十六條第一項中「第一項又は第二項」を「第二項又は第四項」に、同條第五項中「第一項若しくは第二項」を「第二項若しくは第四項」に改める。

第六十八條第一項中「第一項」を「第二項」に改める。

第七十二條に次の二項を加える。

の数は、地方自治委員会がこれを定める。

第七十七條及び第八十二條中「内務大臣」を「地方自治委員会」に改める。

第八十四條に次の但書を加える。

但し、第五十八條第五項の規定により当選人と定められ普通地方公共団体の議会の議員又は長となつた者に対する解職の請求は、その就職の日から一年以内において、これを行うことができる。

第九十一條第三項但書中「但し」の下に「第七條第一項乃至第三項の規定による処分により」を加え、「増加」を「増減」に改め、同條に次の一項を加える。

前項但書の規定により議員の定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数が第一項の定数を超えているときは、同項の規定にかかわらず、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに應じて、その定数は、同項の定数に至るまで減少するものとする。

第九十六條第一項第八号中「団体等」を「公共的団体等」に改める。

第九十七條に次の一項を加える。

民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、前項の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。但し、勾引又は過料に関する規定は、この限りでない。

前項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上十年以下の懲役に処する。

前項の罪を犯した者が議会において調査を終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減軽し又は免除することができ

同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條に次の四項を加える。

政府は、予算の範囲内において、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に関係があると認め

都道府県は、公報及び適当と認める刊行物を他の都道府県の議会に送付しなければならない。

普通地方公共団体は、議員の調査研究に資するため、條例で議会に図書室を附置しなければならない。

前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

第四十四條中「議事を整理し、」の下に「議会の事務を統理し、」を加える。

第九十三條中「議事を開き議決す

るを「会議を開く」に改める。

ならない。

る場合においては、前十一項の例

揮監督する。

定による判決」に改める。

する事務を管理する選挙管理委員会
会は、直ちその旨を告示しなければ

より候補者とならなかつた者で有効
投票の最多数を得たもの一人を

事務所を五箇所まで設置すること
のできる都道府県及び選挙事務所

第百條第一項の次に次の三項を加
える。

第百十三條中「議事を開き議決す
る」

る」を「会議を開く」に改める。

第百二十三條第三項中「内務大臣」
を「地方自治委員会」に改める。

第百四十六條 主務大臣は、國の機
關としての都道府県知事の権限に

關する行政事務の管理若しくは執
行が法令の規定若しくは主務大臣

若しくは地方自治委員会の処分
違反するものがあると認めるとき

は、又はその行政事務の管理若し
くは執行を怠るものがあると認め

るときは、文書を以て、当該都道
府県知事に対し、その旨を指摘

し、期限を定めて、その行ふべき
事項を命令することができる。

主務大臣は、都道府県知事が前
項の期限までに当該事項を行わな

いときは、東京高等裁判所に對し、
当該事項を行ふべきことを命ずる

旨の裁判を請求することができる。

主務大臣は、東京高等裁判所に
對し前項の規定による請求をした

ときは、直ちに文書を以て、その
旨を当該都道府県知事に通告する

とともに、東京高等裁判所に對し、
その通告をした日時、場所及び方

法を通知しなければならない。

東京高等裁判所は、第二項の規
定による請求を受けたときは、審

理の期日に当事者を呼び出さなけ
ればならない。審理の期日は、同

項の規定により請求を受けた日か
ら十五日以内とする。

東京高等裁判所は、主務大臣の
請求が理由があると認めるときは、

当該都道府県知事に対し、期
限を定めて当該事項を行ふべきこ

とを命ずる旨の裁判をしなければ

ならない。

主務大臣は、都道府県知事が前
項の裁判に従ひ同項の期限まで

に、なお、当該事項を行わないと
きは、東京高等裁判所に對し、そ

の事実の確證の裁判を請求するこ
とができる。この場合においては、

裁判所は、十日以内に当事者を呼
び出して審理をしなければならない

い。

主務大臣は、前項の確證の裁判
があつたときは、都道府県知事に

代つて当該事項を行ふことができ
る。

内閣総理大臣は、第六項の確證
の裁判があつたときは、当該都道

府県知事を罷免することができる。

第六項の確證の裁判があつた場
合においては、都道府県知事は、

その後第五項の裁判に従ひ当該事
項を行つたことを証明して、東京

高等裁判所に對し、前項の規定に
よる内閣総理大臣の権限を消滅さ

せる裁判を請求することができる。

第五項又は第六項の裁判に對し
ては、最高裁判所の定めるところ

により、上訴することができる。

前項の規定による上訴は、執行
停止の効力を有しない。

都道府県知事は、國の機關とし
ての市町村長の権限に屬する國の

事務の管理若しくは執行が法令の
規定若しくは主務大臣、地方自治

委員会若しくは都道府県知事の処
分に違反するものがあると認め

る場合は、その國の事務の管理若し
くは執行を怠るものがあると認め

る場合においては、前十一項の例
により、その行ふべき事項を命令

し、当該市町村の区域を管轄する
地方裁判所の裁判を請求し若しく

は当該市町村長に代つて当該事項
を行い、又はこれを罷免すること

ができる。

第八項又は前項の規定により罷
免された者は、その日から二年間、

都道府県に屬する國の官吏となり
又は地方公共團體の公職に就くこ

とができない。

第八項又は第十二項の規定によ
る罷免に対する不服の訴は、その

罷免の通知のあつた日から三十日
以内これを提起しなければならない

い。

第八項又は第十二項の規定によ
る罷免に対する不服の訴は、都道

府県知事にあつては東京高等裁判
所、市町村長にあつては当該市町

村の区域を管轄する高等裁判所の
管轄に專屬する。

前項の規定により普通地方公共
團體の長の罷免を不当とする裁判

があつたときは、罷免された者は、
その裁判が確定した日から、第十

三項の規定により失つた資格を回
復する。

第二項、第四項乃至第六項、第
九項及び第十二項の規定による裁

判の請求、審理及び裁判の手續に
關し必要な事項は、最高裁判所が

これを定める。

前十七項の規定は、他の法律中
にこれらに相當する規定がある場

合においては、これを適用しない。
第百五十四條 普通地方公共團體の

長は、その補助機關たる職員を指

揮監督する。

第百五十六條第一項中「警察署そ
の他の」を削り、同條第三項中「行政

機關を」地方行政機關に改め、同條
に次の二項を加える。

國の地方行政機關（駐在機關を
含む。以下本條中これに同じ。）

は、國會の承認を経なければ、こ
れを設けてはならない。國の地方

行政機關の設置及び運営に要する
経費は、國においてこれを負担し

なければならない。

前項の規定は、司法行政及び懲
戒機關、鐵道現業官署、電信、電

話及び郵便官署（簡易保險及び貯
金官署を含む）、文教施設、國立

の病院及び療養施設、航行施設、
氣象官署、水路官署、港灣建設機

關、営林署並びに専ら國費を以て
行ふ工事の施行機關については、

これを適用しない。

第百五十九條第二項中「千円」を
「二千円」に改める。

第百七十二條に次の一項を加え
る。

第一項の吏員に關する職階制、
試験、任免、給與、能率、分限、

懲戒、保障、服務その他身分取扱
に關しては、この法律及びこの法

律に基き政令に定めるものを除く
外、別に普通地方公共團體の職員

に關して規定する法律の定めると
ころによる。

第百七十五條第二項を削り、同條
第三項中「前二項を」を「前項に」改め

る。

第百八十三條第四項中「第二項若
しくは第三項の規定による処分又は

これに關する判決」を「第三項の規

定による判決」に改める。

第百九十二條中「法律」を「普通地
方公共團體の職員に關して規定する

法律」に改める。

第百九十三條中「委員長」の下に
「第百七十二條第四項の規定は選挙

管理委員會の書記に」を加える。

第百一一條中「監査委員」を「監
査委員に、第百七十二條第四項の規

定は監査委員の事務を補助する書
記」に改める。

第百四條第一項及び第百五條
中「法律」を「別に普通地方公共團體

の職員に關して規定する法律」に改
める。

第百二十條に次の一項を加え
る。

國が普通地方公共團體の財産又は
營造物を使用するときは、國庫

においてその使用料を負担しなけ
ればならない。但し、当該普通地

方公共團體の議會の同意があつた
場合は、この限りでない。

第百二十二條に次の二項を加え
る。

普通地方公共團體の長は、政令
の定めるところにより、その権限

に屬する國、他の地方公共團體そ
の他公共團體の事務につき、手数

料を徴収することができる。

前項の手数料は、当該普通地方
公共團體の收入とする。

第百二十三條第一項中「手数料」
を「前條第二項の手数料に、」を「條

例で」を「條例で、同條第二項の手数料
に關する事項については法律又は政

令に定めるものを除く外規則で」に
改め、同條第三項中「手数料」を「前

條第一項の手数料に、」を「條例で」を

「條例で、同條第二項の手数料の徴収を免れた者については規則で」に改め、同條第三項中「手数料を」前條第一項の手数料に、「、條例で」を「條例で、同條第二項の手数料の徴収に關しては規則で」に改める。

普通地方公共団体は、地方債を起すについては、所轄行政廳の許可を必要としない。但し第二百五十條の規定の適用はあるものとする。

普通地方公共団体の長若しくはその補助機關たる職員又は選挙管理委員会が國、他の地方公共団体その他公共団体の事務を執行するため要する経費は、法律又は政令に特別の定があるものを除く外、当該普通地方公共団体がこれを支出する義務を負う。

第二百二十九條第一項を削り、同條第二項中の「長を」又は「その長」に、「職員又は」を「職員若しくは」に改める。

第二百三十八條中「内務大臣」を「地方自治委員会」に改める。

第二百四十二條第二項中「都道府県にあつては翌年度の通常予算を議する會議、市町村にあつては」を削り、同條第三項中「内務大臣」を「地方自治委員会」に改める。

第二百五十條中「変更しようとするときは」の下に「当分の間」を加える。

第二百五十五條第一項及び第二項、及び「並びに第二百二十三條第一項乃至第三項」を削る。

第二百五十九條第一項及び第三項、第二百六十條第二項並びに第二百六十一條第一項、第二項、第四項及び第五項中「内務大臣」を「地方自治委員会」に改める。

第二百六十五條第三項中「内務大臣」を「地方自治委員会」に改め、同條第五項後段を削る。

第二百七十七條中「第九十一條」の下に「第一項及び第三項本文」を加える。

第二百八十四條第一項、第二百八十六條第一項及び第二百八十八條第一項中「内務大臣」を「地方自治委員会」に改める。

第二百八十九條後段を削る。

第二百九十三條中「第二百八十八條及び第二百八十九條を、及び第二百八十八條」に改める。

第二百九十八條第一項中「都道府県及び特別市の加入するものにあつては内務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て」を削り、「設けることができる」の下に「この場合においては、都道府県及び特別市の加入するものにあつては地方自治委員会、その他のものにあつては都道府県知事（二以上の都道府県にわたるものにあつては地方自治委員会）に届出をしなければならない」を加え、同條第二項を次のように改める。

前項の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

以內に改め、「長の中から」の下に「毎年一回を加え同項の次に次の三項を加える。

会長及び副会長は、後任者が就任する時まで在任する。

会長が欠けたときは、規約の定めるところにより、副会長が会長となるものとする。この場合においては、会長は、前任者の残任期間在任する。

会長及び副会長がともに欠けたときは、第一項の規定にかかわらず、更に互選するものとする。

第三百四條 地方公共団体の協議会を廃止し、これに加入する地方公共団体の数を増減し又は協議会の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議会によらなければならない。この場合においては、第二百九十八條第一項の例により、地方自治委員会又は都道府県知事に届出をしなければならない。

第二百九十八條第三項の規定は、前項の協議にこれを準用する。

附則第一條但書中「警察署」を削り、同條に次の一項を加える。

別に普通地方公共団体の職員に關して規定する法律は、昭和二十三年四月一日までに、これを制定しなければならない。

附則第五條第一項中「法律を」普通地方公共団体の職員に關して規定する法律」に改める。

附則第七條第一項中「警察署」を削る。

附則第九條中「法律を」普通地方公共団体の職員に關して規定する法律」に改める。

附則

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、附則第四條（昭和二十二年法律第二号第三條に關する部分を除く）は、同年十二月二十日から、これを施行する。

第二條 衆議院議員選挙法の一部を次のように改正する。

第七十六條、第七十九條第二項及び第八十六條中「内務大臣」を「地方自治委員会」に改める。

第九條及び第九十條ノ二中「内務大臣」を「内閣總理大臣」に改める。

第九條第一項、第九十三條及び第九十四條ノ二第三項中「内務大臣」を「地方自治委員会」に改める。

第三條 衆議院議員選挙法の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「内務大臣」を「内閣總理大臣」に改める。

第六十三條、第七十一條第二項、第七十五條但書、第八十條第一項、第八十一條及び第八十二條第一項中「内務大臣」を「地方自治委員会」に改める。

第八十三條中「内務大臣」を「内閣總理大臣」に改める。

第四條 昭和二十二年法律第二号（衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する件）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「昭和二十一年法律第三十号（衆議院議員選挙人名簿等の臨時特例に関する件）第一條の規定による」を「衆議院議員選挙法第十二條第一項の規定による昭和二十二年九月十五日の現

在で調整する」に、「市区町村会議員選挙管理委員会」を「市町村の選挙管理委員会」に改め、「本人の」を削り、同條第二項中「市区町村（これに準ずるものを含む。以下之に同じ）」を「市町村（特別区、全部事務組合及び役場事務組合を含む。以下これに同じ）」に、「市区町村の区域」を「市町村の区域（特別区については特別区の存する区域）」に、「住所」を「住所」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第一項の選挙人名簿を調整する場合においては、衆議院議員選挙法第五條第一項及び第十二條第一項の規定による年齢及び住所の期間は、選挙の期日によりこれを算定する。

同條第四項中「東京都制第九十三條ノ十三第一項、道府縣制第七十四條ノ十三第一項、市制第七十三條ノ九第一項、町村制第六十一條ノ八第一項及び第三百三十六條並びに東京都制施行令第七十八條ノ十第一項の規定による選挙」を「地方自治法第六十五條第一項の規定による選挙（特別区並びに全部事務組合及び役場事務組合におけるこれに相当する選挙を含む）」に改める。

第二條第一項中「東京都制第十六條ノ十一第一項、市制第二十條ノ二第一項及び町村制第十七條ノ二第一項」を「地方自治法第二十六條第一項及び第三項」に改める。

第五條 この法律の施行に關し必要な規定は、政令でこれを定める。

第二百五十一條中「第九十一條第二項」の下に「及び」を加え、「第

第三百條第一項中「一人」を「二人

公共團體の職員に關して規定する法律」に改める。

選挙法第十二條第一項の規定により昭和二十二年九月十五日の現

な規定は、政令でこれを定める。

十二月五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、地方税法の一部を改正する法律案（予第百三十一号）

地方税法の一部を改正する法律案
地方税法の一部を次のように改正する。

第四十五條ノ三第二項中「百八十円」を「二百四十円」に改める。

第六十五條第一項中「百二十円」を「百六十円」に改める。

第八十五條ノ四第一項中「百八十円」を「二百四十円」に、「百二十円」を「百六十円」に改め、同

條第三項中「百八十円」を「二百四十円」に、「三百円」を「四百円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律は、昭和二十二年分府から、これを適用する。

昭和二十三年五月二十八日印刷

昭和二十三年五月三十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

(第二部)

(六四一)

第一回 参議院地方制度委員会會議錄第二十二号